## 1. 公共サービス改革法(※1)の有効な活用方法(1)

※1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律。以下、法といいます。



職員の定数が削減されて、出張所の窓口に職員を配置できない・・・

市町村合併に伴い、出張所の窓口を廃止したい・・・
だけど、住民が満足するサービスを提供したい・・・

\*\*\*窓口業務で、こんな悩みはありませんか?

市場化テストで 解決!



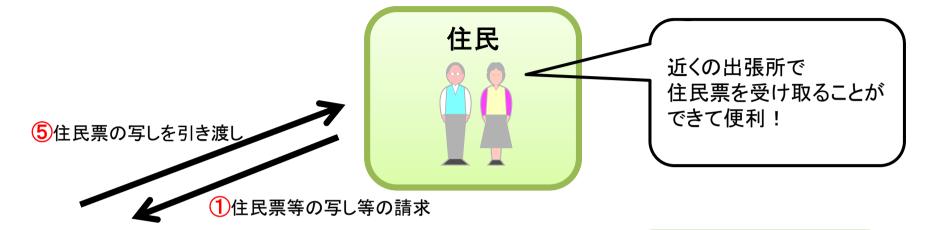
## <u>法に基づく市場化テストにより、</u> 公務員が配置されていなくても、窓口業務を実施できます!

公務員が実施することが想定されている、法34条に基づく窓口5業務(%2)について、公務員が配置されていなくても、法に基づく市場化テストを実施することで、民間事業者に住民票の写し等の交付の請求の受付、引渡しを委託することが可能です。

- ※2 法34条に基づく窓口5業務
  - ①戸籍謄本等、②納税証明書、③住民票の写し等、
  - ④戸籍の附票の写し、⑤印鑑登録証明書

# 1. 公共サービス改革法の有効な活用方法(2)

(出張所や公民館等で、公務員が配置されていない場合の窓口業務の委託モデル)



### 「公務員が不在」の 出張所や公民館等の窓口



- ※窓口5業務について、法に基づく市場 化テストを実施する必要があります。
- ※受託事業者に対して、秘密保持義務がかかるほか、みなし公務員規定の適用があります(法第25条)。

②申請書をファックス送信

④交付を決定した場合、 住民票を出張所や公民 館等のプリンターからネットワーク経由で印刷

#### 役所•役場

- ③公務員が申請内容を審査し、 交付・不交付を決定。
- ※交付・不交付の決定の判断に ついては、委託することはでき ません。

